

第11回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成28年3月15日（火）10:00～11:15
2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室
3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、阿部委員、中西委員
内閣府原子力政策担当室
中西次長、室谷参事官、貞安政策企画調査官
原子力規制庁原子力規制部
宮本安全規制調整官、中桐管理官補佐
4. 議 題
 - (1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更について）（諮問）（原子力規制委員会）
 - (2) 第17回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）コーディネーター会合の結果概要について
 - (3) アジア原子力協力フォーラム（FNCA）「2016スタディ・パネル」の結果概要について
 - (4) その他
5. 配付資料
 - (1-1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について
 - (1-2) 関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）の概要について
 - (2) 第17回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）コーディネーター会合の結果概要について
 - (3) アジア原子力協力フォーラム（FNCA）「2016スタディ・パネル」の結果

概要について

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第11回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更について）の諮問です。二つ目が第17回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）コーディネーター会合の結果概要について、三つ目がアジア原子力協力フォーラム（FNCA）「2016スタディ・パネル」の結果概要について、四つ目がその他です。

本日の会議は、12時までを目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

1件目の議題でございます。関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更について）、諮問でございます。

本日は、原子力規制庁原子力規制部の宮本安全規制調整官と中桐管理官補佐にお越しいただいております。本日は、お二人から御説明を頂き、その後御議論を頂いた上で、話を、検討を進めたいというふうに思っております。

それでは、20分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

(宮本安全規制調整官) 原子力規制庁の宮本でございます。よろしくお願いいたします。

今御紹介いただきました案件につきまして、資料1-1でございますけれども、関西電力高浜発電所1～4号機の変更につきまして、関西電力から平成27年3月17日に申請がございました。これにつきまして審査を進めてまいりましたところ、許可要件のいずれにも適合していると判断できる状態になりましたので、1号要件につきまして原子力委員会の意見をお伺いするものでございます。

めくっていただきまして、審査の内容でございますけれども、真ん中から下のところでございます。

本件につきましては、原子炉の使用目的が商業発電用であって、これを変更するものではないこと。使用済燃料の処理につきましては、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則といたしまして、それまでの間、発電所内で適切に貯蔵・管理するということ。そ

れから、海外において再処理を行う場合には、平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に委託する。また、得られたプルトニウムは国内に持ち帰る。更に移転するときは政府の承認を受けるという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用される恐れがないと判断したものでございます。

今回の変更の概要でございますけれども、資料1-2の参考図をごらんいただければと思いますが、最初に申し上げましたように、高浜発電所1~4号機の変更ということで、この発電所には4基の原子炉がございます。このうち、3号機、4号機につきましては、1・2号機を停止している前提の下に、昨年2月に一度、高浜発電所については許可をしているものでございます。従いまして、今回の変更は主に1・2号機を稼働させるもので、全所的に共通なものについては、3号機、4号機も変更の対象になるということで、3号機、4号機については新たに固有の変更はないわけでございますけれども、今回の変更の審査につきましては、1~4号機の変更ということで審査をしまいたったものでございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは質疑を行います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 御説明ありがとうございます。

いろいろ幾つか質問及びコメントをさせていただきますが、基本的には、原子力規制委員会は原子力安全を中心に今一生懸命見ておられるということで、それはしっかりやっていただきたいということで、その限り、その部分については、原子力委員会は直接の所掌から外れると、こういうことになっています。そこは規制委員会の裁量によってしっかりやってみようということでもありますけれども、なおかつ、いろいろ心配なことがありまして、質問させていただきます、またコメントもさせていただきます。

これは余計なことと思われるかもしれませんが、やはり私が見るところ、5年前に福島事故があったわけですが、今、何とか何基か再稼働という状況はありますけれども、恐らくこれからまたもう一回大事故があったら、そのときは私、本当に日本の原子力の息の根を止められるときじゃないかと思うのです。ですから、そういう意味においては、運営する方々、それを審査する方々、許可する方々も、意地悪をすればとかそういう扱いということじゃなくて、むしろ将来のためには、もう一回起こったら大変なのだということで心配しているのだということで受け止めていただければと思います。

それから、今回の頂きました諮問は、原子力委員会の特定の責務でありますところの原子

力の平和利用をこうすると、その関連においてはどうなのかということで諮問を頂いているわけで、それについて、今ここで御説明いただいたわけですね。

会社、運営者がこうしていると、それから、政府としてもこうしていると、よって大丈夫であると、こういう御判断なのですが、もちろん会社がその方針どおりに十分運営する、濃縮ウランもプルトニウムも区域外に出さない。あるいは政府も、二国間協定、国内法規に基づいて、そこはちゃんとやりますと。よって、平和利用が害される心配ありませんと、こういう結論ですからよろしいでしょうかということなのですが、それはもちろん私も、原子力を運営している会社の方々、それから、それを見ておられる規制庁の方々も全面的に信用して、大丈夫だというふうに考えたいですけれども、世の中、特に私は軍縮・不拡散ということをやってきたものですから、必ずしも善良な人たちばかりじゃなくて、悪い人もいらっしゃいまして、そういう人たちは何とかごまかして核兵器に使えるものを盗み出そうということに努力しておられるようで、そういう国が日本のしかも近くにいるということもありまして、その点も、実はこれ、規制委員会成立のときに、最初は安全が中心だったのですけれども、最後の段階で核の不拡散、それからセキュリティですね。特にテロなどの対策についても見るようにということで加えられた任務なのですけれども、いかんせん、今のところ、日本の社会の最大の関心は安全なものですから、どうしても見ているところ、不拡散の方、セキュリティの面は余り注意が向かないのではないかという心配もありまして、質問させていただきます。

そこで、ここの記述の中に、まず、本件申請についてはということで、小さな黒ポツが三つありますが、最初のところで、再処理は国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とすると書いてありますけれども、これは、法律上の要請として、そういうことは求められているのでしょうか。

(宮本安全規制調整官) 特に原子炉等規制法の規制上は、これでなければいけないということではないわけでありまして、これは事業者の方針として申請を受けたものになっております。次のポツにありますように、海外において再処理をすることも選択肢としては残っている。今、選択肢として残っていると申し上げましたのは、ここにありますように、原則国内でやるのだという方針であるということで申請を受けたものでございます。

(阿部委員) そうすると、これは関西電力の方針として、原則で国内でやるという方針だということでございますね。したがって、一般的に原子力業者に関していえば、その会社の経営判断で、国外で再処理した方が便利であると、あるいは経費が安いということであれば、そ

うすることは、少なくとも法律の原子炉等規制法の観点からは制限されないということでございますね。ですから、これまでも、各社ともイギリスあるいはフランスで再処理をしてきたという歴史があるわけですね。

そこで、ここで海外においてやる場合にはということで、再処理をして得られたプルトニウムは日本に持って帰るということですが、関西電力の場合も、今度のたしか高浜の3号機、4号機はプルトニウムを使う原子炉ですよ。その場合には、プルトニウムは、今既に日本に持ち帰ってあるのでしょうか。

(宮本安全規制調整官) 高浜発電所の場合には、1号機、2号機はウラン燃料、3号機、4号機につきましては、MOX燃料も混ぜた炉心で運転をするという内容になってございます。

今回は変更許可ですので、これからについて、今申し上げたとおりでございますけれども、これまでには海外で再処理をしたものもございまして、それについては一部、海外で再処理後にMOX燃料に加工されて高浜発電所に持ってこられて、今、現に3・4号機は原子炉内に装荷されている状況でございます。

ただ、それが全てではなくて、まだ海外の再処理工場に残っている、再処理後のプルトニウムが残っているものはございますけれども、経営上のタイミングを見て、MOX燃料に加工して、また使いたいと関西電力は申している状況でございます。

(阿部委員) そうしますと、イギリスあるいはフランスで再処理して分離したプルトニウムは、プルトニウム単体では持って帰ってきていないと。MOX燃料に加工した形で持って帰ってきていると。

世間では、そっちの方が、また分離しないとプルトニウムに使えるので、核兵器に使うには一つ垣根があると、だからいいのだということをお聞きしますが、そういうふう解釈してよろしいのでしょうか。

(宮本安全規制調整官) この規制上は、どうしなければいけないということではなくて、それぞれ選択肢になりますけれども、それ以外に、会社の判断として、どのようにしたらいいかということがございますので、先ほど、国内の再処理事業者で再処理するということもそうですけれども、恐らく運搬とか、そういういろいろなことを総合的に考えると、単体でというよりも加工して持ち帰る方がいいのではないかと。

それにつきましても、今すぐMOXでの運転をどんどんやる状況ではありませんので、その残った燃料をどうするかを決めるタイミングで、最終的には判断されるのだらうということでございます。

(阿部委員) そうすると、MOX燃料は、恐らくは炉に入れる前の燃料は燃料庫かどこかに置いてあって、それから、一旦燃料で原子炉に入れて、点検のために取り出した。今は恐らく2、3、4、ずっと止まっていたので、使用済燃料貯蔵庫か何かに入れてあるという状態なのでしょうね。

(宮本安全規制調整官) MOX燃料に加工されたものは、まず、発電所に入りますと、使用済燃料ピットに入れて、使うときには原子炉に入れる。終わったら、また使用済燃料ピットに保管することになるわけですが、今、高浜発電所の場合、3号機、4号機は、原子炉に燃料が入っている状態で現在ありますので、MOX燃料も3号機、4号機の炉心には今入っている。当然、炉心だけではなくて、使用済燃料ピットにも置いてあって、炉心の運用については、その都度、どのような炉心を組むかということが検討され、装荷されて運転されていくことになります。

(阿部委員) そうですか。そうすると、もう入れる前から使用済燃料プールに入れて保管してある。別の倉庫じゃなくて。

(宮本安全規制調整官) MOX燃料の場合には、発電所内で置けるところが使用済燃料ピットと原子炉だけになりまして、原子炉に入れる場合にも、まず使用済燃料ピットに入れてから燃料交換という形になりますので、まず、発電所に入ったときには、いきなり原子炉に入れるのではなくて、まず使用済燃料ピットに入れることになります。

(阿部委員) それは、使用済燃料ピットは、福島第一と同じように、原子力建屋の中に、プールの中に入れてあるのでしょうか。それとも外ですか。

(宮本安全規制調整官) 先ほどの参考図をごらんいただければと思うのですが、名前の呼び方はどうかはありますけれども、ここでいうと、原子炉補助建屋の中に使用済燃料ピットはございます。これはどの発電所でもそうですけれども、原子炉と使用済燃料ピットの間は、一緒に水を張って、その間で燃料を行き来させることができる。したがって、原子炉と近い配置にあることになります。

(阿部委員) 宮本さんか中桐さんは、実際に貯蔵しているところをごらんになりましたでしょうか。まず、鍵はかかっているかどうか。それから、周りに警備員はいるかどうか。あるいは、全体の敷地は二重フェンスになっているかどうか。入り口その他に警備員が配置されているかどうか。武器は持っているかどうか。そのあたりはいかがでしょうか。

(宮本安全規制調整官) なかなか公開の場で答えにくい質問ではあるのですが、今回は設置変更許可ということで、基本的な方針を審査するものでございますけれども、原子炉等

規制法の場合には更に後続段階の規制がございまして、今のであれば、例えば核物質防護規定を認可するであるとか、それを検査するであるとかがございまして。

今のに直接お答えすると、当然、発電所の入り口のところで出入り管理が行われていて、使用済燃料ピットは当然そうなのですがけれども防護区域に指定されていて、その中でも更に管理された区域にあるということがございまして。警備状況は直接答えにくいので、若干余談になりますけれども、ピットですので、入るときにはチェックがあって、例えば眼鏡が落ちないようにバンドをしているとか、そういうようなこともチェックがされることになっていました。

(阿部委員) 次に、安全の面に移りますので、このあたりはもしかすると原子力委員会が口を出す問題ではないというお考えもあるかと思えます。その場合には聞き流していただいて結構でございまして。

一つ、私もたしか前に3・4号機の許可変更の諮問にお答えでしょうか。たしかそのときは、1号機、2号機はまだ動かないという前提で、3・4号機だけを動かすのであれば、いろんな、もし不測の事態が起こった場合に、緊急対応のために必要な要員の数とか機材とかいろんなものが、2基であれば大丈夫だという前提で許可するものであったと。たしかそういうふうに説明を受けた記憶がありますが、ということは、今回、それに加えて1号機も2号機も加えてオーケーだということは、それなりに必要な要員が増やされる手配がなされるか、あるいは機材・機具、消防車とかいろんなものだと思いますけれども、手配がなされたので大丈夫だと、こういう判断でございましょうか。

(宮本安全規制調整官) 今おっしゃった、そのとおりでございまして、四つになりますので、四つ同時に何かあったときにも対応できるかが審査の対象になります。その際の基本といたしましては、それぞれが独立して対応できるということですので、機材であるとか要員であるとかというのがそれぞれに対応できるように用意されること。さらに、それに加えて、それらが錯綜(さくそう)しないようなルート設定がされているとか、そういうことも審査をしてございまして。

(阿部委員) それで、これからの点は、特に規制委員会としては、そこはしかも自分らの責任範囲ではないということをおっしゃるかもしれませんが、最後の問題は、もしそれでもなおかつ万が一事故が起こった場合の対応はどうするのかということで、5年前の福島も大変だったわけなのですが、高浜その他、敦賀湾沿岸にある原発の場合には、なおさら事態が深刻になることが懸念されるということがございまして。

一つは、人口密集地が近くにあると。京都、大阪、名古屋の大都市圏があるということで、大規模な放射能の流出があつて、しかも風向き次第ではそちらの方向へ向かった場合には、かなりの影響がございます。ということで、一段と気を付けていかなければいけない。

もう一つは水源ですね。これは、近くに山脈がありますので、山を一旦越えて放射性物質が降下すると、その水流系は、主にあれば南へ流れていますね。かなりの部分は琵琶湖に流れ注（そそ）ぐということなので、そうしますと、30キロ圏、10キロ、20キロ圏という中に入っていないから大丈夫だといつても、湖面は入っていないかもしれませんが、そこに注（そそ）ぐ水系の山は恐らくかなり入っていますね。そこのあたりの影響も、雨が降ってその物質が琵琶湖に流れ込むと。琵琶湖は、琵琶湖疎水で京都市に使われていますし、最後は淀川になって流れておるわけで、その流域には、淀川の水をくみ上げて水道に使っている。そうすると影響が出るので、ケース・バイ・ケースで、これはやはり、もし万が一の場合はどういう影響があるかということをも十分考えて対応する必要がある。

田中委員長も常々、規制委員会が規制基準に合致したから安全という、絶対安全というつもりはないし、規制委員会も自分らはその基準に従って、その範囲を見ているだけだということを繰り返しおっしゃっていますね。正にそのとおりで、事故の場合の対応、防災、災害対応というのは規制委員会の担当ではないと。これは各自治体の担当であつて、国は必要に応じてそれを支援するという仕組みになっておりますけれども。

ただ、これは霞が関・永田町の法律・規則をよく知っている人はそういうことで理解するかもしれませんが、恐らく大多数の国民は、そんな細かい規制がどうなっているかなんていうことを知らないので、一旦何かが起こればやっぱり、田中規制委員長、何をやってたのだということになりますので、そこは委員長も十分心してなされないと、万が一の場合には将来、以前の担当機関がそうであったように、駄目な組織の長（ちょう）であったということで歴史に残るかもしれない。そこは私は、よく心していただいた方がいいだろうと思います。余計なことでございますけれども申し上げました。

それじゃ、どうもありがとうございました。

（岡委員長）じゃ、中西先生、お願いします。

（中西委員）御説明どうもありがとうございました。

安全面につきましても、規制にのっとり審査されたことと思います。

今お話を伺っているところでは、平和の目的以外に利用されることはないと思いますので、特に質問はございません。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も、かかっている案件のプルトニウム利用については、特に意見はありません。

阿部先生から御質問出た海外再処理なのですけれども、国内で再処理が始まるまでの暫定的なものだという位置付けでやってきたということで、多分、原子力委員会のホームページで探せば、海外再処理はそういう位置付けだということを書いてあると思います。これはコメントです。

それから、阿部先生、最初におっしゃった、大きな事故が起こればということなのですが、もちろんそれも重要なのですけれども、小さいトラブルでも日本は大騒ぎになりますので、これをちゃんと、情報を国民に伝えるというか、そのときということではなくて、従来からそういう準備をするということが政府にとって非常に重要な、あるいは事業者にとって非常に重要なのだというふうに思います。そういう観点で、まだまだ、いわゆる根拠に基づく情報の理解、情報の提供というところは、原子力委員会も含めてなかなか、例えば英国とか米国に比べれば、はるかにまだ改善の余地があるというふうに感じております。

私としては、今のはコメントで、特に意見ではありません。質問ではありません。

先生、あと何かございますでしょうか。

(阿部委員) 海外再処理は、国内における再処理能力ができるまでの暫定的なことであるというのが、原子力委員会もそういう方針であったということですが、ちょっとこれは過去の経緯も調べないといけませんけれども、ただ、事情は時により変わり得るので、現在の状況においては、もちろん六ヶ所の再処理工場が、大規模なものができるという状況において、なおかつ、その実質的な所有者は原発を運営している各電力会社だと。自分が投資してそういうのをつくったというのはそうかと思いますが、ただ、制度的には、先日策定したエネルギー基本計画でも、こういった問題については柔軟性も確保するという記述があったように記憶しますが、したがって、いろんなやり方はある程度柔軟性が認められるのではないかなというふうに私は考えておりますが、いろんな意見があると。

(岡委員長) ありがとうございます。

暫定的にという言葉は使われていないかもしれませんが、国内の再処理が立ち上がるまでというか、あるいは、海外再処理は今後は余りやらないのだというような趣旨のことは、たしか原子力委員会も何か書いてあったと。

それから、申し上げましたのは、単に事業者がどうのこうのとかいうことじゃなくて、やはり国民の負担ということ、私ども、原子力政策を考えるときの一番基本であろうと思

ますので、そういう観点で、こうだからこう、これでいいのだということではなくて、国民の負担、国民の将来のベネフィットと、そういうことで原子力利用をそういう面からも見る必要があるというふうに私自身は思っております。

その他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

(宮本安全規制調整官) ありがとうございました。

(岡委員長) 本件につきましては、次回の委員会において議論を行った上で答申を行います。

次に、議題2と3について、FNCA関係の議題ですので、一括して議論いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

2件目と3件目の議題、併せて行いたいと思っております。第17回アジア原子力協力フォーラム(FNCA)コーディネーター会合の結果概要、そして、アジア原子力協力フォーラム(FNCA)2016年スタディ・パネルの結果概要について、事務局の貞安政策企画調査官の方から御説明申し上げます。

お願いします。

(貞安政策企画調査官) それでは、御説明を始めさせていただきます。

まず、1件目でございます。第17回アジア原子力協力フォーラム(FNCA)コーディネーター会合の結果概要について、この書類に沿って御説明申し上げます。

まず、コーディネーター会合というものでございますが、これはFNCAの会合、年次で4回の会合をやっておりまして、その中の一つ、なおかつ、その年度末に行う会議でございます。各国にコーディネーターという役目の方が1名ずつおられます。その方々が集まって、この会合を開催するという段取りでございます。

今年は3月の8日と9日、2日間にわたって開催いたしました。

4番の参加国でございます。FNCA参加国、12か国ございまして、12か国が全員、全国出席をしております。加えまして、今回招聘(しょうへい)いたしました国際機関、二つございます。IAEA技術協力局のRCA地域事務所、これはソウルにございますが、これが一つ。それからもう一つがOECD/NEA、OECDの原子力機関でございます。以上の各国及び機関が出席いたしました。都合53名が出席したと思います。という形で進めました。

5番、結果概要でございます。この概要に沿いまして、順次御説明を申し上げます。

まず、1番目のドットでございますが、冒頭に岡委員長より開会の御挨拶、これに加えて、今回は基調講演と申しましょうか、レクチャーを行っていただきまして、タイトルとしましては「日本における原子力エネルギー活用への取組」と、こういう題目でございますが、内容としましては、日本の原子力発電、研究開発、福島原発事故後の課題と、こういったものについて概要を御説明いただきまして、会合のスタートとしましては大変有効なレクチャーいただいたと思っております。

2番目でございます。FNCAのプロジェクト、10件ございます。これの活動報告を順次やっております。これが会合の、実は時間的にはかなりの時間を占めておる部分でございます。

この中で、10のプロジェクトの中で、ここで特段、二つのプロジェクトに触れておりますが、一つは放射線治療、それからもう一つが放射線育種と。この二つにつきまして若干、当日の内容を踏まえまして、補足の説明を申し上げます。

まず、放射線治療でございます。

これは、この報告書に沿いますと、ページを一つめくっていただきまして、ページ2の3項、3)でございます。セッション3というのがございます。このセッション3の①の放射線治療と、ここに少し記述をしております。この内容で御説明を申し上げます。

放射線治療は既にどこの国にも普及しておるものでございますが、アジアの、特にFNCAでやっておりますのが特徴的な点を申しますと、アジア地域で相対的に罹患（りかん）率が高いもの、高いがん、これを拾い出しております。すなわち、これは子宮頸（けい）がん、それから上咽頭がん、それから乳がんと、こんなものですね。こういったものを対象といたしまして、なおかつ、FNCAとしましては、その標準プロトコル、標準治療手順を作成するわけではありますが、極力アジア人の体格に合った、体に即した治療法、ないしはアジアの経済的事情も踏まえまして、それでアフォーダブルな方法を確立したいと、こういう理念を持ってプロジェクトに取り組んでまいっております。

その下でございますが、この考え方の下に、多国間の共同臨床試験というものを幅広く展開しております。その結果、様々な標準治療法が確立されております。加盟国の中で申しますと、既に17の病院で標準治療という形で採用されております。

こんな歴史と概要でございますが、今回の会合では、後半でございます、子宮頸（けい）がんのプロトコル、これCERVIX-IVと申しますが、それから、上咽頭がんのプロトコル、NPC-IIIと申します、この成果につきまして特段の報告がございました。いずれも生

存率、そういったものが非常に高いということで、成果が報告されております。来年からは、これがC E R V I X - Vという段階のステージに入るという計画も今回決定しております。

以上が放射線治療の方でございます。

それからもう1件、放射線育種というものがございまして、これは、今御説明しました文章のすぐ下でございます。②放射線育種というところでございます。

これは、ごらんとおりでございまして、農業でございます。放射線を種に照射することによりまして突然変異を起こすと、その結果、病気に強いですとか、虫に強いですとか、干ばつに強いですとか、こういった優れた品種をつくり出すという活動でございます。当然、アジアという食糧ないしは農業に依存しているところが大きいところでございますから、大変重要な技術ということでございます。

今回の会合では、ここに書いてございますが、多収性と環境ストレス抵抗性を持った稲品種、これの正式な登録ができたという報告で、ベトナム、それからバングラデシュということで、大変すばらしい成果があったという報告がございました。実は、これはインドネシアでも今進んでおりまして、間もなく登録が完了するという状況でございます。

こういった特に優れた成果が報告されまして、加えまして——すみません、概要に戻っております——やはりこれらのプロジェクトを進めるに当たって、日本の研究者のリーダーシップというのも大変重要でございます。それが今回の会合でも各国の方から業務員たちに謝辞を、謝意が述べられておりまして、やはりF N C Aの会合としては日本のリーダーシップが必須の条件だということが改めて確認されてございます。

それから、3番目にまいります。3番目のポチでございますが、これは、昨年12月に大臣級会合を開催いたしまして、そこで共同コミュニケというものを採択しております。その中に、気候変動への緩和策・適応策となるF N C Aプロジェクトの推進、こういう合意がございます。この合意を受けまして、コーディネーター会合、実務会合におきましては、具体的な策を検討したということでございます。具体的には、ここにございます気候変動研究、それから放射線育種の推進、原子力発電の基盤整備と、この3点が具体的な方策として、これから推進するということを確認しております。

それから、次のポチにまいりまして、これはF N C Aの運営の改革への取組ということでございます。F N C Aは2000年、西暦の2000年に始まっておりますので、既に16年強経過しておるわけでありまして。しかしながら、いわゆる運営の手法、マネジメントの手法につきましてはほとんど発足当初から変わっておりませんで、ある意味で、そういった改

革が必要な段階に来ておるという認識が参加各国にもございます。したがって、そこらあたりを踏まえた上で、大臣級会合で改革へ取り組むべしという決議がされております。それを踏まえた今回の議論でございまして、具体的にはプロジェクト評価の客観的手法の制定と、これの作業を始めるということが今回合意されております。これは、7月のSOMという上級行政官会合がございまして、これに向けて今から議論を具体的に進めてまいるということになっております。

それから、次の5番目のポチでございます。プロジェクトの成果評価の厳格化と並行して、優秀プロジェクトの表彰制度の制定を合意したと。一つ前の、今申しました改革、これはこれで進めるのでありますが、同時に、各国の研究者、これに対する一つ、ある意味でインセンティブを強化するという趣旨でございまして、今回、優秀プロジェクト表彰制度というものを改めて、新たに制定したものでございます。

それから、最後のポチでございます。FNCA参加国の原子力発電基盤構想の一環として、原子力法規、特に原子力損害賠償制度、この制定及び整備に向けたOECD/NEAとの協力を推進する。これは、少し話が遡るのでありますが、先ほどの気候変動の話からスタートしております。すなわち、原子力発電が当然ながら緩和策として今注目されておるわけですが、アジア各国でも原子力発電への取組は各国で行われておるわけですが、その中で、基盤整備という仕事が多々あるわけですが、いわゆる安全、セキュリティ、こういった基盤整備に加えまして、やはり制度のバックボーンとして原子力の法規を強化すると。これをこのたび取り上げていこうということが趣旨でございまして、この意味で、やはりOECD/NEA等の国際的な専門機関の知恵をかりて、協力の下に進めていこうという趣旨で、今回合意をしたものでございます。

以上の6点でございますが、これが結果の概要ということでございました。

コーディネーター会合につきましては以上でございます。

それでは、引き続きまして、もう1点の会合について御報告申し上げます。

2番目の紙でございますが、FNCAの2016年スタディ・パネルの結果概要についてという書類でございます。

これは翌日の3月10日に、一日の日程で開催しております。

4番の参加国でございます。この場合は、実は11か国でございまして、韓国が残念ながら今回欠席をしておりますが、11か国及び国際機関が2機関参加しております。IAEAの、これはウィーンの本部から参りました。それから、OECDのNEAと、こちらから参

加を頂きまして、これも都合41名の出席があったということでもあります。

5番の概要でございます。

まず、そもそもこのスタディ・パネルなるものでございますが、確認のため申し上げますが、これは、FNCAの参加国において、エネルギーの安定供給、それから地球温暖化防止、こういった意識が高まった段階で、それでは原子力発電に取り組もうと、しかし、その役割、それからその導入に伴う課題と、こういったものを討議する場が必要であったという認識がございまして、2004年に発足いたしました。以降、毎年この会合を開いております。

今次会合の結果でございます。参加各国が原子力発電計画を進めるに当たりまして、一つの共通の課題としておりますものがステークホルダー・インボルブメント、これをどう扱っていくかという課題がございまして、今回はそれを取り上げまして、会合のテーマとしましては「原子力への信頼性とステークホルダーの参加、一般社会とのコミュニケーション」と、こういうテーマを掲げて議論をいたしました。

それで、会合の内容でございます。

6番、基調講演。ここでは、二つの国際機関からそれぞれ基調講演を頂きました。

まず、最初にOECDのNEAでございますが、これはNEAの機関の中に様々なステークホルダーの活動がございまして、組織もございまして、この多角的な取組、専門的な取組につきまして、それぞれ御紹介いただきました。それらについては、是非FNCAの各国からも参加を奨励するというメッセージがございました。

それから、2番目の方は、これはIAEAの原子力局の方がおいでになって、ステークホルダー・インボルブメント、これを非常にベーシックな概観ということで御説明を頂きまして、大変内容が平易な内容でして分かりやすく、大変有効な説明でございました。説明の中には、原子力基盤整備の要件として19項目ございまして、これはIAEAが制定しておりますが、その一つとしても大変重要であるという指摘も踏まえまして、概観の説明を頂いたものでございます。

それから、7番にまいります。ここからは、今の基調演説を受けまして、事例の紹介と討議という形で進めました。

その前半でございますが、前半は、副題といたしまして「原発立地に係るステークホルダー・インボルブメント」と、こういう題が付いてございます。ここのセッションでは、事例といたしまして三つ御紹介を頂いております。

1点目は、柏崎・刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、こちらから代表の方が

お見えになっておりました。この地域の会でございますが、柏崎・刈羽にございまして、たしか20人の委員がおるといってお話だったと思います。立場はそれぞれ賛成・反対、原子力に対する賛成・反対・中立と、こういった方々が入り交じった会合でございますが、その中で立地地域としての現実を踏まえた対応、対処策と、こういったものを議論する場だという御紹介を頂いております。これは既に13年間の活動が継続しておるといことで、大変実績がある会というふうに御紹介いただいております。

それから、2番目に御紹介あったのが福井県庁でございます。県庁の方がお見えになりました。福井県において原子力に取り組んでこられた経緯というものを御紹介いただいたわけでございます。三つの原則があるということ、まず冒頭に御説明がありました。原子力安全、住民理解、それから持続的な地域への利益と、これを3原則として掲げまして原子力発電の誘致と地域振興と、これに取り組んで行政をやっておられたと、こういった御説明でございました。

3番目でございます。これはオーストラリアでございます。ANSTOと申しまして、オーストラリアの豪州原子力科学技術機構でございます。こちらの代表の方がお見えになって、御説明いただいたのでありますが、ANSTOに今、OPALという研究炉がございまして、これはオーストラリアでは、いわゆる科学研究予算としては最大の投資であったという背景もございます。そういった国立の研究機関でございますが、ここで、オーストラリアもなかなか原子力につきましては否定的な住民意識も強かったようでございまして、そういう方々を特にアドレスしまして、科学、原子力科学技術の貢献というキーワードでもって、これまでいろいろな対話を進めてこられたと。医療ですとか、環境ですとか、産業分野への応用と、こういった貢献を踏まえて広報戦略を展開してこられたと。その成果があるという御紹介でございました。

それから、事例研究の後半に入りまして、副題が「低レベル放射性廃棄物処理に係るステークホルダー・インボルブメント」というものでございました。ここでも三つの事例を御紹介いただきました。

まず1点目でございますが、これは先ほどのオーストラリアのANSTOでございます。実は、ANSTOは自身の研究炉で使った使用済燃料がございまして、これをフランスの再処理に預けたと。ところが、返還の期限が去年、2015年の12月が期限だったわけでございます。ここまでにどうしても戻さなきゃいかんということで、時間を切られた活動を展開してきたということでございます。その間に住民理解促進活動を展開して、結果的には、こ

これは時間に間に合って、成功裏に終わったと。そのポイントとしまして、ここにはちょっと書いておりませんが、二つ御説明があったと思います。一つは、やはり先ほどの原子力のベネフィットということ強調したと、それからもう一つは情報の透明性と、この2点をキーワードに活動を展開したと、その成果であったというお話でございました。

それから、2番目に御紹介あったものは、日本原燃株式会社から、これはいわゆる六ヶ所の施設、核燃料サイクル施設、これの構築過程での地域のコミュニティとの共存ということで、30年を超える様々な取組、これを、るる、詳細に御説明いただいております。

それから、一番最後であります、これは九州電力株式会社においでいただきました。今回の、昨年の川内原発の再稼働と、これに向けた理解促進活動の具体的な経緯ということで、大変これも具体的な御説明を頂きまして参考になりました。1万8,000人を訪問して、200回のイベントを催したということで、大変御苦勞があったようなお話でございました。

以上が事例の紹介及び、それに伴う議論でございます。

会合の一番最後になりますが、この会合のまとめということでございまして、これは、阿部委員、会合の議長をやっていただきましたが、総括をしていただきました。

1点目でございますが、そもそもステークホルダーというものの定義といましようか、これはどう捉えるべきかということで、これは冒頭の基調演説の中にも出てきた言葉でございますが、当人、御本人が「私はステークホルダーなのだ」と、こういわれれば、もうそこでそれはもうステークホルダーと考えるべきであると。したがって、その人を対象に様々なコミュニケーション等の活動が必要になるということで、そういう認識を持つべきであるという点が統一の一つの重要な認識ということで捉えられてございます。

それから2点目、これは、信頼性関係のためには情報の開示でございます。これはNEAの方がお話しされていたのでありますが、欧州では条約によりまして、環境問題、すみません、「題」という字がちょっと抜けておりますが、環境問題で影響を受ける隣国が情報開示を請求できると、こういう条約の下にこういった規定が既にあるということでございまして、これは、ひいては東南アジア、FNCAの入っております東南アジアの地域でも、原子力の利用が進めばこういった事態が想定されますので、大変に参考になるお話でございました。

それから3番目、法的枠組みの構築。これは基本でございますが、地域コミュニティとの関係構築が成功の鍵。これは、日本の場合は、法律の定めを超える、超えて市町村自治体との自主的なコンセンサスづくりも含まれるということでもあります。

それから、最後の点でございますが、オーストラリアの話にございました原子力科学のも

たらず利益、これを周知させると。これが住民理解の増進にも貢献するものであると。

こういった点を総括として、頂いております。

一つ、私が追加で申しますと、今回、中国もこの会合には出席をしております。中国の発言は1回だけあったのですが、御参考に申しますと、中国でも今パブリックアクセプタンス、彼はパブリックアクセプタンスと申しましたが、これが実は原子力エネルギーの開発で大変メインイシューになるということは指摘がございまして、中国でも取り組んでおるのだということで、必ずしも私のパーフェクションとは少し違った、面白い発言だなという認識を持ちまして、参考にさせていただいております。

以上がスタディ・パネルの御報告でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

最初の資料の方なのですが、ちょっと概要だけ御説明になって、中を御説明になっていないのですが、これは一応資料ですので、すみませんが、ちょっと簡単に御紹介いただけますでしょうか。

(貞安政策企画調査官) はい、承知いたしました。

それでは順番に、ページ2から順番に申し上げます。

まず、ページ2の一番冒頭のセッション1、開会セッションでございます。これは、先ほど冒頭に申しました、岡委員長からの基調の演説、レクチャーを頂いた件でございます。

それから、2) セッションの2、これは2015年のFNCA会合報告でございます。このコーディネーター会合では毎年、その年に行いました会合の会合報告ということでやっておりまして、今回は、2015年度は12月の大臣級会合、こちらがその対象でございまして、ここではCOP21につきまして、これを踏まえた気候変動に関するFNCAの活動の貢献の議論ということで展開をいたしました。

それから3番目、セッションの3でございます。ここから各プロジェクトのそれぞれの報告でございます。

資料の①、②、これは先ほど御説明した内容でございます。

その下にまいりまして、これ、セッションの4になりますが、次のプロジェクトとしましてバイオ肥料というのがございます。これはどんなプロジェクトかと申しますと、バイオ肥料をつくる際に、中にいわゆる雑菌が入っていると。俗ない方をしますと雑菌が入っておるわけでして、それをどうやって殺すかということで、そこに放射性の滅菌を適用しております。これによりまして、いわゆる化学肥料の使用の低減ができるというメリットがござい

ます。これはFNCAとしても長く既にやっております、マレーシアあたりではこれが既に商用化されているというレベルに達しております。現在、この会合の、このプロジェクトのフォーカスといたしましては、FNCAの他のプロジェクトがございまして、そこに書いてございます原子力加速器プロジェクト、こちらとのいわゆるシナジーを追求するというところで取組を、今展開をしておるといふ報告を今回提示しております。

それから、ページをめくっていただきまして、次の3ページでございます。

3ページは、一番上でございますが、電子加速器利用、括弧しまして、天然高分子の放射線加工というプロジェクトでございます。これは、FNCAの中で、電子加速器を使いまして工業利用しようという趣旨でございまして、具体的には今二つ取り組んでおります。一つは、ここのアンダーライン引いておりますが、植物生長促進剤、これをつくると。それからもう一つは、土地改良用の超吸水剤をつくると。この二つに取り組んでおります。これは、オリゴキトサンという高分子を放射線加工しまして、それでできるものでございます。これの今回御報告ありましたのは、タイですが、小規模ではありますが、量産の体制まで至ったと。ガンマ線照射のセンターに小規模の量産設備までできたということで、一層実用化に向けた進展が進んだということでございます。加えて、バイオ肥料と、グループとのシナジーということで、こちらが進んでございまして、ここにありますような大豆ですとかチリですとか、こういったことで総収量が上がったということでございます。

それから、次のセッションの5でございます。

1番、放射線安全・廃棄物管理と、こういうプロジェクトがございまして。これは、ここのアンダーラインでございますが、放射線の安全、それから放射性廃棄物の管理というテーマ。これも各国共通するテーマでございますが、これから共通していくテーマでございますが、ここの情報の知見を共有するというところで、最終的に原子力安全の向上を図るといふ趣旨で、基本的には意見交換の場ということでやっております。ここで「今次会合では」と、こう書きましたが、低レベル廃棄物処理・長期保管施設の建設に向けた安全性要件、設備設計、住民理解等の今後の課題を検討するというところで確認がされております。

次のプロジェクトは原子力安全マネジメントでございます。これは、10あるプロジェクトの中で唯一、日本以外がスポンサーをやっておるものでございまして、オーストラリアが、これはプロジェクトの運営の資金を提供し、なおかつ、リーダーシップをとってやっております。何をやっているかと申しますと、FNCAの各国の中にございます研究炉、これのピア・レビューをやっております。独自のピア・レビューのツールも用意してございまして、で

きておりまして、それを使って1年に1回、どこかの国のものをピア・レビューをやっていくということで、これまでやってまいりました。昨年は、2015年はベトナムの研究炉を、これ、ダラトの研究炉でございますが、こちらに参りましてピア・レビューをやったということでございます。その報告及び、ベトナムからは改善の提案と結果報告ということがなされております。

それから、セッションの6にまいりまして、6の①核セキュリティ及び保障措置プロジェクトでございます。経緯を申しますと、これは、2010年の1回目のワシントン核セキュリティ・サミット、ここで日本の声明を踏まえて、このプロジェクトがスタートしたわけでございます。以降、このプロジェクトは進んでおりますが、エッセンスを申しますと、情報交換、それから人材養成、それから研究開発、ASCAでのトレーニング等の活動が主体となってやっております。今回、今月の第4回がございまして、今回の核セキュリティ・サミットを受けまして、それに基づいた内容によりまして、今後の活動をどう展開するかということはこれから議論するというところでございます。

それから、その下、人材育成プロジェクトでございます。これは、人材育成ですから、全てのプロジェクトに共通するものではございますが、原子力技術基盤の強化ということで大変重要なプロジェクトで、現在このフェーズでやっております一つのポイントは原子力コミュニケーターの養成ということでございまして、これをこのフェーズのテーマということで検討しておる段階でございます。

それから、その次に7、セッション7でございます。ちょっとこれは後ほどまた触れます、RCAの話でございますので。

先にプロジェクトの方にまいりますので、次の4ページの8項、セッション8、こちらに移らせていただきまして、次のプロジェクトは中性子放射化分析でございます。これは、中性子の放射化の技術を使いまして対象物を照射します。それでもって元素分析をするという手法でございまして、具体的に、これは今進めております。これから進める、ないしは既にやっておる部分もあるのでございますが、二つございます。一つは大気汚染の組成研究ということでございまして、いわゆるPM2.5、これの分析をやっていこうというのが一つでございます。それからもう1点は、希土類、レア・アースでございます。これの資源探索に使うということで、この2件を具体的なテーマとして、2017年に向けて、までの間、研究を続けるということになっております。アンダーラインに書いておりますが、非破壊性、それから高感度と、これが中性子放射化分析の優位点でございまして、各国、大変このプロ

プロジェクトについては参加も多い、興味の高いものでございます。

それから、もう一つ下でございますが、研究炉ネットワーク。これは、F N C Aの中の研究炉を担当している方々がネットワークをつくっております。何をするかと申しますと、ここでございますとおり、研究炉の情報の共有、それから研究者の技術基盤向上、それから各国の研究炉の相互利用促進、それから、これが重要なのですが、いろいろなアイソトープ、これの安定供給に向けて、お互いの生産の状況を確認すると。こういった目的を踏まえまして、このネットワークを使ったコミュニケーションをやっておるといふものでございます。今回の会合では、各国のR Iの生産の状況及び安定的な医療用のR Iの供給と、こういったものが既に、10月のワークショップでございますが、確認をされたという報告を受けてございます。

以上がプロジェクトそれぞれの説明でございまして、恐れ入ります、もう一度3ページの7項、セッション7に戻らせていただきまして、これは冒頭に御紹介いたしましたI A E Aの地域協力局R C A、こちらとF N C Aとの協力関係についてのセッションでございました。

R C Aは、F N C Aとの付き合いは大変長いのでございますが、彼らは20か国の参加国がございまして、そのうちの9か国を除く11か国、これはF N C Aとオーバーラップしております。したがって、非常に人的交流も盛んな会合でございます。

今回は、韓国にございます地域事務所の所長でありますチョイ・クン・モさん、毎年いらっしゃっておるのですが、この方がお見えになって、彼らの過去1年間の活動につきまして、まず御紹介になりました。加えまして、R C AとそれからF N C A、これは戦略的な協力パートナーという位置付けになっておるのでございますが、具体的に何を協力していくかということで、ここに三つございますが、放射線の育種、それから放射線加工、それから医療と、この分野の協力を進めるということが確認をされております。

それではもう一度、すみません、4ページに飛びますが、4ページの9項でございますね。セッションの9、第16回大臣級会合共同コミュニケのフォローアップに関する討議ということでございます。先ほどの話と重複を一部しますが、三つございます。

1点目は気候科学のプロジェクトの発足。これはオーストラリアが提唱者になっておりますが、気候変動に関しまして、F N C Aの貢献策の一つとして気候科学プロジェクト、これを、2017年度からでございますが、発足するというところで合意がされました。

それから2番目、これは原子力法務の話でございます。F N C A参加国で原子力発電の拡大を念頭に、その基盤整備の一環といたしまして、原子力賠償を含む原子力法の整備に関し

てOECD/NEAとの協力を得ることが合意されております。

3番目でございますが、これはFNCAの活動の継続的改善に関する検討。FNCAのプロジェクトですとかスタディ・パネル、これの評価手法の改善を進めていくということで、7月に向けて、これから検討を進めることになっております。

それから、最後でございます。最後の一つ前ですね、セッションの10でございます。これは、FNCAのプロジェクトの今後の活動についてということでございますが、毎年この会合で、当該年度に終了するプロジェクトにつきましては、そのプロジェクトの延長ないしは終了についての判断を、評価と判断をするというステージがございます。今年は二つのプロジェクトがその対象になってございまして、一つは放射線育種、それからもう一つが中性子放射化分析、この二つでございました。様々なこれは報告を受けて、なおかつ事前に各国コーディネーターからの評価の内容も集積し、分析した上でございますが、これらにつきましては、2017年度まででございますが、延長するという事で各国の賛同を得まして決議されております。

それから、一番最後でございます。セッション11、閉会セッション。ここで、この会合の結論と提言というものが文書でもって提案されております。これにつきまして、提案はされておりますが、これから今、各国の確認を待つ段階にございまして、最終的に12か国のコンセンサスを得られたものが会合の結果という形で残ることになってございます。

以上が会合の内容でございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 詳細な説明、ありがとうございます。

質問というよりもコメントですけれども、私は、印象に残ったのは、私が議長をしたスタディ・パネルなのですね。幾つか、そういう意味では他山の石というか、石と云っちゃ失礼なのかもしれないですけれども、うん、なるほどなと思ったのは、これはIAEAの方でしたっけね、ステークホルダーというのは、その人が自分が原子力活動から影響を受けると思った途端に、その人はステークホルダーになるのだと、こういうことで、これはなるほどなと思いました。

ただ、これは今、日本でも非常に大事な問題で、今までは原子力、特に原発に関しては、ステークホルダーというのは、設置される、その場所の自治体市町村、あるいはそれを含む都道府県であるということで、その関係でいろいろ民間の協定もできましたし、いろんな地

域とのコラボをしたと。これは青森、福井、鹿児島などの関係者から、いろいろそういう説明があって、新潟もありましたね。確かにこれはそういう方面で努力した結果、そういう直近のステークホルダーとの関係は日本でもかなりいろいろ努力はなされ、しかも、設置自治体は交付金なんかももらえますしね。いうことでできているのだけれども、今、日本では、問題になっているのは、その周辺にある人々はどうなるのかと。

その周辺の人たちは、福島の実験からして、30キロ圏あるいはそれより更に先の人まで影響を被るのだと。したがって、自分らもステークホルダーなのでいわせろと。一部の人は地方裁判所に訴えを起こしたりなんかしているわけですが、それに対しては、電力会社は当然、そういう人までいろんなことをいわれるとかなわないので、それはということなのですけれども、そこらあたりは今、一つの大きな問題になっておりますけれども、その意味においては、ステークホルダーと思った途端にその人はステークホルダーになると、これはなかなか面白い考え方だなと思いました。

もう一つは、ヨーロッパの実験ということで、これも資料があったのですが、ヨーロッパでは、環境問題に関する国際条約が二つ紹介ありまして、ちょっと名前は忘れたのですが、それに基づいて、環境面で影響を受ける国・自治体などは情報開示を求めることができるという定めをした条約があるということで、それによりますと、例えばオーストリアの人がオランダとかそのあたりどうこうということについて情報提供を求めるとか、いろんなことができるようで、それがちゃんと条約になっているというのは、これは日本なんかの状況を見ても進んでいるなと思って聞きました。

と申しますのは、30キロ圏あるいはその外の人、そもそも司法適格がないのだというようなこと、いろいろ争点になっています。もしそういう条約ができると、これはもうそういうことが争点にならないのだろうか。

しかも、これは恐らく、これから東南アジア中心に原子力の利用が進んでいきますと、もっと身近な問題として出てくるのだと思われまは、東南アジアだと特に国境を接している国が多うございますので、そういう意味においては、国境から近いところに原発がつくられるということは隣の国も大きな影響を受けるわけで、そういう意味においては、こういった条約は非常にこれから東南アジアでも大事になってくるのかなという印象を受けました。

それからあとは、今後の協力ということで、たしかOECDのNEAとの間で、原子力賠償の法的側面について、つまり、原子力利用の法的側面について協力を進めようという話があったと思うので、これもこれからの大事な点ですので、いいテーマだった、なのじゃない

かなと思います。

と申しますのは、これからいろんな新しい国が原発、原子力利用を進めるに当たっては、当然ながら万が一の場合にはどうするのだということが問題になって、それがしっかりしないとなかなか先進国側の原子力企業も進出は難しいということがありますので、そういった環境基盤整備の問題。あるいは、どういう制度が適切であるかということは、非常にこれから大事な問題になる。重要な点かなと思いました。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

(中西委員) どうも詳しい御説明、ありがとうございます。

阿部委員が2番目のスタディ・パネルのことについていろいろ御意見をいわれたので、私の方はコーディネーター会合のことについて少し印象を申し上げさせていただきたいと思います。ここでは、オーストラリアの取組が印象的でした。オーストラリアには原発がなく、医療面を中心に、どうすれば放射線の利用を皆さんに理解してもらえるかということを進めています。もちろん研究炉を建設したということもありますが、まず医療を通して一般の人の合意を得ています。医療用の放射線利用というのは、原子炉を初め、全ての放射線を取り扱う施設が抱える問題の縮図という側面があります。例えば放射性廃棄物ですが、周りに住む人たちは放射線の影響を受けるかもしれないと思っているのでその説明が必要です。それも含め、全ての課題の縮図的なものをうまく解決していく道を探っています。廃棄物もそうですが、原子炉では燃料の再処理したものもきちんと持ち帰ることができたということで、非常に適切などいいますか、住民の方の理解を得る雰囲気をつくったということはすばらしいと思います。

そのことも考え合わせますと、今回は大臣級会合で既に、個々のプロジェクトについては、気候変動、育種、それから基盤整備の3項目を決めたわけなので、とても分かりやすい設定だと思います。できれば、その3項目に、もう少し付け加えてもいいとは思いますが、これらの項目を含む全体の活動をどうやって進めるかという大枠について、もっと議論してほしいと思いました。今、10あるプロジェクトのうちの二つが期限が切れるから延ばそうか延ばさないかという議論がされていますが、その二つのことだけが一人歩きするというのは視点が少しマイナーになってしまうのではないかと思います。全体を考えて必要だったら入れ込み、必要でなければやめるということを考えて上で決めてほしいと思います。

オーストラリアの例を申し上げましたのは、放射線というものは非常に役に立つものだと

いう面があるわけですから、こういう面を考えて、もし利用を促進するということでしたら、まず、全体的なことを考えて、それにどういうプロジェクトが必要かという議論をしてほしいものです。当初から10のプロジェクトがあるとも伺ったのですが、全体的にどうやって、科学技術の面から掘り下げて根付かせることができるのかということ考えるべきだと思います。つまり、もう少し全体的なディスカッションが欲しいと思いました。多分これからはなされるとは思いますが、これが印象です。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も少し。このFNCA、2000年に始まって、町末男さんが頑張っておられました。

今回、OECD/NEAの協力とか、新しい方向が幾つか出て、今後の方向が少し見えた、非常に良かったと。事務局も大変努力をされて、良かったと思います。

ちょっと細かい点でいいますと、最初、こちらの資料ですと、私の発表の題名が「日本における原子力エネルギー活用への取組」となっていますが、これは「日本の原子力利用の取組」。エネルギーということで話したわけではないのですね。「活用」よりも「利用」としていただけた方がいい。

(貞安政策企画調査官) はい。

(岡委員長) それで、スタディ・パネルは出なかったのですけれども、発表資料なんか見せていただきまして、阿部先生がおっしゃったことのフォローみたいになるのですけれども、日本のことというふうに何か引き比べてみますと、ANSTOの発表資料の中にANSTOの名称がフルスペルで書いてありまして、A u s t r a l i a n N u c l e a r S c i e n c e a n d T e c h n o l o g y O r g a n i s a t i o n ですか。それに横棒でスラッシュ入れて消して、ナショナルウエイストダンプと書いてあります。この認識は非常に重要なのだと思います。国民から見たらこう見えているのだという認識があるということが重要です。

日本はどうしても国が推進しているから皆さん理解してくださいよ、みたいな意識がいまだに強いと思うのですけれども、時代が変わっている、若い人のそういう意識は随分変わってきている。それから、ソーシャルメディア、インターネットも普及していますし、情報の入手手段も変わっている。

そういう意味では、オーストラリアだけじゃなくて、米国、英国を見ますと、そういうことに対して、我々はどう見えているかということ踏まえて、いろんな対応がとられている。そういう意味で、見習うところが非常に多いなということで、あそこの発表資料を見ました

ら、日本が参考になるところがたくさんあるなと感じました。

いいたいことは、国が進めているから原子力をやっているという意識ばかりでは困る、さつきちょっと「活用」って言葉を直してもらったのもそういう意味もあるのですが、それぞれが責任を持って自分の仕事をして、それが全体として国民のベネフィットになるところが原子力利用の在り方ではないかと思います。あの事故のあとの原子力委員会の役割もそういうところにあるのだと思います。それで、特に国民から見えているところ、特に行政の説明が不足なのですね。オーストラリアはそうではない、そういうところが今のよな視点で、住民からどう見えるのだと。それは決して推進するとか、やめるとかそういうことではないのですが、こういう説明をちゃんと、その認識を踏まえてやらないといけない。国がやっているからいいのだということをいうのじゃなくて、こういう認識を踏まえてやるというのが意味で今後日本が参考にすべき意識と、そのやり方ではないか。

それから、ステークホルダーのことを阿部先生はおっしゃったので、ちょっと気が付いたのですが、米国のNRCの資料にはステークホルダーって、我々のステークホルダー、これ、こういうものだよというのが書いてあります。たしかNRCのインフォメーション・ダイジェストだったか、シチズンズガイドか、どっちかに書いてあるのですが。まず国民、議会、議会というのは連邦議会もあるし、地方議会。先住民もステークホルダーです。政府機関もありますし、メディアもあります。メディアは2番目ぐらいかな。ステークホルダーは非常にたくさんあって、そういう方々に対してNRCは情報を、ステークホルダーに情報を提供するというか、何をやっているかを詳しく説明する必要があるのだというようなことを、しているのだというようなことを、ちゃんとインフォメーション・ダイジェストか何かに書いてあります。

我々も基本的にはステークホルダーはだれだれなのだと認識が、必要だと思うのですが、そういう視点で先ほどの廃棄物も含めて原子力政策を説明する、情報提供をしていくという、そういうことが必要なのではないかなと感じました。

印象は以上。

これ、もう一つ質問は、これ、ホームページにFNCAの資料、出るのですかね。

(貞安政策企画調査官) はい。プレゼンそのものは出しておりませんが、今日お話ししましたような概要ですとか、出席者ですとか、アジェンダですとか、これは。

(岡委員長) 出ている。

(貞安政策企画調査官) 定期的に載せて。

(岡委員長) 分かりました。

私のコメントは以上ですけれども、先生方、何かございますか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、議題4について、事務局から御案内をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

その他議題でございます。会議の今後の開催予定について御案内申し上げます。

次回第12回原子力委員会の開催につきましては、3月22日火曜日10時から、中央合同庁舎8号館5階、共用C会議室を予定しております。この会議におきましては、本日御説明を受けました関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置許可、1、2、3及び4号発電用原子炉施設の変更について、答申を行う予定でございます。

以上、御案内申し上げます。

(岡委員長) その他、委員から何か御発言ございますでしょうか。

御発言ないようですので、これで委員会を終わります。ありがとうございました。

—了—